

2019 年度青年研修「ヨルダン/初中等教育行政コース」 にかかる参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構沖縄センター（以下「JICA 沖縄」という。）は標記研修の業務について、参加意思確認書の提出を公募します。

本業務は、ヨルダンから参加する研修員が、沖縄での取組、事例を学び、自国での実践に繋げていくことを目的として、必要な知識や技術に関する研修を行うものです。

本業務の遂行にあたっては、特定非営利活動法人レキオウイングス（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、当機構所定の基準に基づき積算したうえで契約を締結する予定です。

本研修コースは、日本・沖縄の初中等教育行政システム、法律、財政など制度面を学ぶとともに、実際の学校運営の現場を視察することにより、ヨルダンにおける将来のリーダーとして初中等教育行政の課題解決を担う研修員（青年層、20 歳～35 歳程度）の知識と意識が向上することを目的として実施します。

特定者は、沖縄県教育庁をはじめとする県内の学校教育分野において幅広い人的ネットワークを有しており、この強みを活かし JICA 沖縄にて実施の課題別研修「基礎教育における格差対策のための教育行政強化」を 2013 年度から 2019 年度までこれまで 7 年間に亘り研修コースを良好に実施してきた実績を有し、類似案件である本研修コースの実施についても、その経験・ノウハウを活かすことができることから、本件業務を適切に実施し得る要件を備えていると考えますが、特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

1. 業務内容

別添のとおり

2 応募要件

(1) 基本的要件

① 公示日において、令和 1・2・3 年度全省庁統一資格の競争参加資格（以下「全省庁統一資格者」という。）を有する者。なお、全省庁統一資格保有者でない者で参加意思確認書を希望する者は、当機構における競争参加資格審査を受けることができます。

② 独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則第 4 条第 1 項の規定に該当しない者。

具体的には、会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成

11 年法律第 225 号) の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。

- ③ 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。具体的には、以下のとおり取り扱います。
- ア. 資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
 - イ. 資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受付けます。

④ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

- ⑤ 以下の要件のいずれにも該当しないこと、また、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約する者。

競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当しないこと、および、当該契約満了までの将来においても該当することはないことを誓約して頂きます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

- ア. 応札者の役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等 標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(これらに準ずるもの又はその構成員を含む。平成16 年10 月25 日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」に準じる。以下、「反社会的勢力」という。)である。
- イ. 応札者の役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2号第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が応札者の経営に実質的に関与している。
- エ. 応札者又は応札者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る 目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 応札者又は応札者の役員が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、応札者が沖縄県暴力団排除条例(平成23年7月26日条例第35

号)又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) その他の要件

- ① 業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当職員と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。
- ② 業務総括者は初中等教育分野の研修実施の経験を有すること。

3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思 確認申請書の提出	提出期限	2019年10月18日(金)午後4時まで
	提出場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1 JICA 沖縄 研修業務課(担当:安元)
	提出書類	・参加意思確認書 ・同書「2 応募要件」の各事項を証明する書類
	提出方法	持参又は郵送(書留としてください)
(2) 審査結果 の通知	通知予定日	2019年11月1日(金)
	通知方法	郵送
(3) 応募要件 無しの理由請求	請求場所	〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1 JICA 沖縄 研修業務課(担当:安元)
	請求方法	持参又は郵送(書留としてください。)
	回答予定日	2019年11月15日(金)
	回答方法	郵送

4 その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替えおよび再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができます。(上記3(3)を参照ください。)
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名競争入札(総合評価落札方式)または指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者および特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語および通貨：日本語および日本国通貨に限る。
- (10) 契約保証金：免除します。

(1 1) 共同企業体の結成：認めます。

(1 2) 当機構の契約競争関連規程は、当機構ホームページの「調達情報」
(URL : <https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>) にて公開中。

(1 3) 情報の公開について：

本公示により、参加意思確認書を提出する法人・団体等については、その法人、団体等名を契約情報として当機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公募により契約に至った契約先に関する以下の情報を当機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、参加意思確認書の提出および契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、参加意思確認書の提出および契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

① 公表の対象となる契約相手方：

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験したものが再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること。

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与えると認められる者を含む。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

② 公表する情報

契約ごとに、契約名称および契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ. 契約相手方の直近3ヶ年の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

③ 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

④ 情報の提供

契約締結日から1ヵ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提出頂くこととなります。

担当部課：JICA 沖縄 研修業務課

以 上